

第九号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月一日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（手数料の納付の特例）

第四条 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。

別表の二十二の項から二十六の項までを次のように改める。

二十二 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十一条第八項
又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供

次に掲げる額を合算した額

イ がん登録等の推進に関する法律第二十一条第八項の規定による都道府県がん情報の提供並びに同条第九項の規定による都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報（同法第二条第十項に規定する特定匿名化情報又は同法第二十二條第三項の規定により匿名化を行った情報をいう。以下この項におい

二十三から二十六まで 削除

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二 (第四条関係)

事 務	納 付 を 受 け る 者
-----	---------------

て同じ。)である場合にあつては、その提供)に要する時間一時間までごとに五千八百円

ロ 都道府県がん情報又は匿名化情報(がん登録等の推進に関する法律第二十一条第九項の規定により都道府県がん情報の匿名化を行った情報及び特定匿名化情報をいう。以下この項において同じ。)の提供に関する次の(1)又は(2)に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に記録したものの交付 一枚につき百円

(2) 光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に記録したものの交付 一枚につき百二十円

ハ 都道府県がん情報又は匿名化情報を記録したロの(1)又は(2)に規定する光ディスクの送付に要する費用の額(情報の提供を受ける者が当該光ディスクの送付を求める場合に限る。)

別表第一の二十二の項の事務

がん登録等の推進に関する法律第二十四条第一項第二号の規定により知事の権限及び事務の委任を受けた者

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

提案理由

がん登録等の推進に関する法律が制定されたことに鑑み、本県におけるがん情報等をがんに係る調査研究を行う者に対して提供する事務に係る手数料を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。